

議案第25号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

子ども・若者部子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事業（教育委員会が指定するものに限る。）の運営に関すること。

第3条第4号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p>	<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p>
<p>昭和63年9月20日世教委規則第8号</p>	<p>昭和63年9月20日世教委規則第8号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>昭和63年12月28日世教委規則第9号</p>	<p>昭和63年12月28日世教委規則第9号</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>令和4年3月29日世教委規則第4号</p>	<p>令和4年3月29日世教委規則第4号</p>
<p>令和5年3月29日世教委規則第 号</p>	
<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p>	<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p>
<p>東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号)の全部を改正する。</p>	<p>東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号)の全部を改正する。</p>
<p>(区長の補助機関である職員等の補助執行)</p>	<p>(区長の補助機関である職員等の補助執行)</p>
<p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。</p>	<p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次の各号に掲げる区長の補助機関である職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。</p>
<p>(1)~(2)省略</p>	<p>(1)~(2)省略</p>
<p>削除</p>	<p>(3) 総務部区政情報課長</p>
	<p><u>ア 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「情報公開条例」という。)第6条に規定する行政情報の開示請求書を受理すること。</u></p>
	<p><u>イ 情報公開条例第7条の規定による行政情報の開示を行うこと。</u></p>
	<p><u>ウ 情報公開条例第10条の規定による行政情報の開示の可否の決定の通知並びに情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定に</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 ア 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関する事。 付 則</p>	<p>による決定期間の延長の通知を行うこと。 エ 情報公開条例第22条の規定による行政情報の公表を行うこと。 オ 情報公開条例第27条の規定による行政情報の特定に資する情報の提供その他適切な措置を講ずること。 カ 世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)第9条の規定により業務の登録並びにその抹消及び修正を行い、個人情報登録簿を一般の閲覧に供すること。 キ 個人情報保護条例第20条に規定する保有個人情報等の開示請求書、個人情報保護条例第30条に規定する保有個人情報等の訂正請求書及び個人情報保護条例第37条に規定する保有個人情報等の利用中止請求書を受理すること。 ク 個人情報保護条例第21条の規定による保有個人情報等の開示を行うこと。 ケ 個人情報保護条例第24条に規定する保有個人情報等の開示の可否の決定の通知、個人情報保護条例第32条に規定する保有個人情報等の訂正の可否の決定の通知及び個人情報保護条例第39条に規定する保有個人情報等の利用中止の可否の決定の通知並びに個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知、個人情報保護条例第33条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知並びに個人情報保護条例第40条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。 (4) 子ども・若者部子ども・若者支援課長 ア 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関する事。 付 則</p>

改正後	改正前
この規則は、昭和63年10月1日から施行する。 附 則（令和5年3月29日世教委規則第 号） この規則は、令和5年4月1日から施行する。	この規則は、昭和63年10月1日から施行する。